

別紙

諮問第765号

答 申

1 審査会の結論

「生活安全相談処理結果表」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇〇〇警察署平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで〇〇から受けた相談回数、内容、郵送しました郵便物全ての開示請求①生活安全相談処理結果表②私が送った郵便物（処理経過のわかる文書を含む）」の開示請求のうち、「東京都〇〇区〇〇〇丁目〇-〇〇〇警察署平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで〇〇から受けた相談回数、内容①生活安全相談処理結果表」（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年12月17日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年12月5日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年4月22日に実施機関から理由説明書を、同年5月25日に審査請求人から意見書を收受し、同年4月26日（第150回第三部会）から同年6月22日（第152回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 生活安全相談について

生活安全相談（以下「相談」という。）とは、「警視庁生活安全相談取扱規程」（平成12年3月16日付訓令甲第12号）において、都民の社会生活上生じる防犯問題、家事問題、民事問題及び身の困りごとに関する相談であるとされており、実施機関における相談に係る業務は、職員が都民の生活の安全にかかわる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穩を確保することを任務とするとしている。

そして、「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日付通達甲（生．総．家相）第3号。以下「要綱」という。）において、相談担当者及び相談責任者は、相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録するとともに、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、さらに、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、要綱別記様式第4号「相談関係者」を出力し、保存するものとされている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「生活安全相談処理結果表（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇号）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報は、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」とその添付書類である要綱別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」及び要綱別記様式第4号「相談関係者」で構成されている。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定した上で、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）を条例16条2号及び4号に該当するとし、その他の非開示とした部分（以下「本件非開示情

報2」という。)を同条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

実施機関は、相談を受理した場合は、要綱に基づき、相談の要旨及び取扱いの概要を管理システムにより登録するとともに、生活安全相談処理結果表等の様式を出力し、保存しており、審査請求人の氏名、住所等から、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定したものであり、その他には保有していない旨、説明する。

そこで、審査会が要綱を確認したところ、実施機関の説明するとおり、相談に係る事務処理及びその過程で作成される様式について定められていた。

また、審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、それらの様式は相談を受理した場合に作成するものとして要綱で定められている様式といずれも一致していることが確認できた。さらに、記載されている相談の受理日及び相談者の氏名等の情報が、本件開示請求における請求期間及び審査請求人の氏名等と一致しており、当該情報が審査請求人の保有個人情報であることが認められた。

これらを踏まえると、本件開示請求について、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、その他に存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件対象保有個人情報の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

エ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報1が開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当すると説明する。

さらに、本件非開示情報1はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、実施機関では、管理職である警察職員については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていないため、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であることから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、条例16条4号の該当性を判断するまでもなく、本件非開示情報1が同条2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

オ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2には、警察職員が相談者その他の関係者から聴取した相談内容に基づき、警察職員の専門的知識・経験を用いて評価・判断をした結果及び措置が記載されており、これらを開示することになると、相談に係る業務を担当する警察職員が、開示された場合の影響を懸念して相談内容に基づく客観的な評価・判断及び相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化・形骸化することにより、正確な事実の把握、適正な事案判断など、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件非開示情報2は、条例16条6号に規定する非開示情報に該当する旨、説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2のうち、「生活安全相談処理結果表」の「分類種別」欄には当該相談がいずれの分類のものに当たるのか警察職員が判断した結果が、「措置方法」欄及び「措置結果」欄には相談の内容に応じて警察職員が判断した措置の方法及びその結果が、「相談の種別」欄には相談の内容が重要相談又は一般相談のいずれに当たるのかの判断等が、「事件化の検討」欄には警察職員が当該相談を重要相談に当たると判断し警察署長等に報告を行った場合に警察署長等が判断した事件化の要否等が、「連絡引継確認印」欄には警察職員が当該相談を主管課に引き継ぐ必要があると判断し主管課長に報告を行った場合に当該主管課長による確認印の有無がそれぞれ記載されている。そして、「相談処理経過の概要」の「分類種別」欄及び「措置」欄には「生活安全相談処理結果表」の「分類種別」欄、「措置方法」欄及び「措置結果」欄と同じ内容が、それぞれ記載されていることが認められた。

これらを踏まえると、本件非開示情報2を開示することにより、相談に係る業務

を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価・判断及び相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握、適切な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2が条例16条6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明